

児島湖清水導入協議会設置要領

(目的)

第1条 児島湖の水質浄化を目的とした清水導入を効果的に実施するため、関係団体、学識経験者及び行政関係者で構成する児島湖清水導入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 年度ごとの導入量の検討に関すること。
- (2) 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他1の事業推進のために必要な事項

(会員)

第3条 協議会の会員は、別表に掲げる者とする。

2 ただし、行政関係者の会員は、その職にある者とする。

(役員)

第4条 協議会を運営するため、会長及び副会長を置く。

2 会長は岡山県環境文化部次長をもって充て、協議会を統括する。

3 副会長は児島湾土地改良区理事長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、年1回以上開催するほか必要に応じ、会長が招集しこれを主宰する。

2 協議会は、必要に応じ、会員以外の関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 協議会には、会長の指示に従い必要な事項を調査、研究するため専門委員会を設けることができる。

4 専門委員会に属する委員は、会員の中から会長が選任するものとする。

5 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する委員のうちから互選する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、岡山県環境文化部環境管理課において行う。

附 則

この要領は、昭和63年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

児島湖清水導入協議会会員名簿

学識経験者	森 也寸志（岡山大学 教授）	
関係団体	児島湾土地改良区理事長	副会長
	児島湾七区土地改良区理事長	
	児島湾淡水漁業協同組合代表理事組合長	
行政関係者	岡山市	環境局 環境部 環境保全課長
		産業観光局 農林水産部 農村整備課長
		北区役所 農林水産振興課長
		南区役所 農林水産振興課長
	倉敷市	環境局 環境政策部 環境政策課長
		文化産業局 農林水産部 耕地水路課長
	総社市	環境水道部 環境課長
		建設部 地域応援課長
	玉野市	市民生活部 環境保全課長
	岡山県	環境文化部次長 会長
		農林水産部 耕地課長
		農林水産部 水産課長
		土木部 都市局 都市計画課長
		備前県民局 農林水産事業部 農地農村計画課長
		備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課長
		環境文化部 環境管理課長